界面活性剤の区分	界面活性剤の系別を示す用語	界面活性剤の種類の名称を示す用語
陰イオン系界面活性剤	脂肪酸系（脂肪酸又は脂肪酸エステル系界面活性剤以外の界面活性剤を含まないものをいう。以下この号において同じ。）（陰イオン）	純石けん分 アルファスルホ脂肪酸エステル塩
	直鎖アルキルベンゼン系	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩
	高級アルコール系（陰イオン）	アルキル硫酸エステル塩 アルキルエーテル硫酸エステル塩
	アルファオレフィン系	アルファオレフィンスルホン酸塩
	ノルマルパラフィン系	アルキルスルホン酸塩
非イオン系界面活性剤	脂肪酸系（非イオン）	しょ糖脂肪酸エステル ソルビタン脂肪酸エステル ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル ポリオキシエチレン脂肪酸エステル
	高級アルコール系（非イオン）	ポリオキシエチレンアルキルエーテル ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル
	アルキルフェノール系	
両性イオン系界面活性剤	アミノ酸系	アルキルアミノ脂肪酸塩
	ベタイン系	アルキルベタイン
	アミンオキシド系	アルキルアミンオキシド

ヘ　りん酸塩を五酸化りん（P_2O_5）換算で一パーセント以上含有しているものについては、「りん酸塩」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きで五酸化りん換算の含有率を付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス二以内とすること。

ト　研磨材、界面活性剤、りん酸塩又は漂白剤以外の成分（水を除く。）を含有しているものであって、その成分のうち含有率が十パーセント以上のものについては、その成分の種類の名称を示す用語を、機能の名称を示す用語の次に括弧書きで付記し、その含有率が一パーセント以上のものについては、その機能の名称を示す用語を用いてそれぞれ表示すること。

チ　漂白剤を配合しているものについては、「漂白剤」の用語を用いて表示すること。

（三）　液性の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる水素イオン濃度（ｐＨ）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる液性を示す用語を用いて表示すること。この場合において、水素イオン濃度（ｐＨ）の測定は、液状のものについては原液について、液状のもの以外のものについては一リットルの水に十グラムの試料を分散、溶解させた液について日本工業規格Ｚ八八〇二（ｐＨ測定方法）に定める方法により行うものとし、この場合の測定温度は二十五度とすること。

水素イオン濃度（ｐＨ）	用語
十一・〇を超えるもの	アルカリ性
十一・〇以下八・〇を超えるもの	弱アルカリ性
八・〇以下六・〇以上のもの	中性
六・〇未満三・〇以上のもの	弱酸性
三・〇未満のもの	酸性

（四）　用途の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語を用いて表示すること。

（五）　正味量の表示に際しては、計量法（平成四年法律第五十一号）第十二条（特定商品の計量）及び第十三条（密封をした特定商品に係る特定物象量の表記）に規定する特定物象量の表記に準ずるものとする。この場合の単位は、キログラム単位、グラム単位、リットル単位又はミリリットル単位によること。

（六）　使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合にはこの限りではない。

イ　子供の手が届くところに置かない旨。

ロ　万一目に入った場合には、こすらずに水で洗い流す旨。

ハ　食器、調理器具等に使用する場合には、使用後水でよくすすぐ旨（食器、調理器具等の使用に適するものに限る。）。

ニ　飲み込んだ場合の応急処置方法。

ホ　用途外に使用しない旨。

（七）　表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

（八）　表示は、最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく記載してすること。

（九）　別記「塩素ガス発生試験（塩素系）」で規定する試験又はこれと同等以上の精度を有する試験で測定した結果、一・〇ｐｐｍ以上塩素ガスを発生するものについては、次に掲げる特別注意事項を表示すること。

イ　「まぜるな　危険」

ロ　「塩素系」

ハ（一）　酸性タイプの製品と一緒に使う（混ぜる）と有害な塩素ガスが出て危険である旨。

（二）　目に入った時は、すぐに水で洗う旨。

（三）　子供の手に触れないようにする旨。

（四）　必ず換気を良くして使用する旨。

（十）　特別注意事項の表示は、容器（箱に入っているものについては箱及び容器。以下同じ。）ごとに、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所に次により記載してすることとし、イ、ロ及びハの表示はそれぞれ隣接した位置に行うこと。

イ　「まぜるな　危険」の表示に際しては、枠を設け白地に「まぜるな　危険」と表示すること。「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁取りをし、二十八ポイント以上（製品の排除体積が二百十ミリリットル以下のものにあっては二十六・二五ポイント以上）の大きさで表示することとし、「危険」の文字は赤色で、四十二ポイント以上（製品の排除体積が二百十ミリリットル以下のものにあっては二十六・二五ポイント以上）の大きさで表示すること。